ずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

D　前年の４月１日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに前年の四月一日現在における一般病床及び療養病床の施設全体の最大使用病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、C が A よりも小さくないときは（A － B）は０とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

D　前年の７月１日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数（ただし、当該市町村立病院が医療法第１条の５第２項に規定する診療所に転換した場合は、当該診療所の病床数）

10　市町村立大学附属病院病床数は、前年の七月一日現在における当該市町村立の大学に附属する医療法第一条の五第一項に規定する病院（以下この表において「市町村立大学附属病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、市町村立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A － B）× 0.3 ＋（B － C）× 0.6 ＋（C － D）× 0.9

（A － B）、（B － C）又は（C － D）が負数となるときはそれぞれ０とし、C が A よりも小さくないときは（A － B）は０とし、D が A、B 又は C のいずれよりも小さくないときは（A － B）、（B － C）及び（C － D）は０とし、C ≦ D ≦ B のときは（B － C）は（B － D）とし、B ≦ C ≦ D ≦ A 又は C ≦ B ≦ D ≦ A のときは（A － B）は（A － D）とし、B ≦ D ≦ C ≦ A 又は D ≦ B ≦ C ≦ A のときは（A － B）は（A － C）とし、（A － B）× 0.3、（B － C）× 0.6 及び（C － D）× 0.9 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。